

# 東浦町ネーミングライツ事業に 関するガイドライン

---

2022年3月1日 初版

2026年2月1日 第2版

## 目次

1 「東浦町ネーミングライツ事業」導入の目的 .....	4
2 ネーミングライツ事業とは .....	4
(1) 概要 .....	4
(2) ネーミングライツの性格について .....	4
(3) 募集の型式について .....	5
3 ネーミングライツ事業の導入手順（公募型） .....	5
(1) 対象施設等の選定 .....	5
(2) 募集条件の設定 .....	6
ア ネーミングライツ料の設定について .....	6
イ 役務等の提供について .....	6
ウ 愛称の使用期間について .....	6
エ 名称変更に伴う費用負担について .....	6
オ 愛称の命名条件について .....	6
カ 応募資格について .....	7
(3) 公募 .....	7
(4) 審査・選定 .....	8
(5) 優先交渉権者との協議 .....	8
(6) 契約締結 .....	8
(7) 利用者等への周知 .....	8
(8) 看板等の変更及び愛称の使用開始 .....	9
4 ネーミングライツ事業の導入手順（提案募集型） .....	9

(1) 事前相談 .....	9
(2) 申込書の受付・HP 公表 .....	10
(3) 審査・選定 .....	10
(4) 優先交渉権者との協議 .....	10
(5) 契約締結 .....	10
(6) 利用者等への周知 .....	10
(7) 看板、印刷物等の変更、愛称の使用開始 .....	10
5 リスク負担 .....	11
(1) 第三者に損害が生じた場合のリスク負担 .....	11
(2) その他のリスク負担 .....	11
6 その他 .....	11
(1) 契約の解除 .....	11
(2) その他 .....	11
7 ネーミングライツ導入フロー図 .....	12

## 1 「東浦町ネーミングライツ事業」導入の目的

町の所有する施設の名称に、企業名又はブランド名等を冠した愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を導入することにより、施設の長期的、継続的な運営基盤を確立するための新たな財源を確保することを目的とします。

ネーミングライツ事業は、2016年3月に策定（2021年3月改定）した「東浦町公共施設等総合管理計画」の「第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に基づき、町と民間事業者が協働で住民サービスの向上や、地域経済の活性化を図る公民連携（PUBLIC PRIVATE PARTNERSHIP（PPP））の取組の一つです。

2022年度から実施している、施設を特定して募集する「公募型」に加えて、2025年度に町が実施する行事等にも対象を拡大し、また「提案募集型」での募集も開始します。

## 2 ネーミングライツ事業とは

### （1）概要

ネーミングライツとは、公共施設等に名称を付与する権利（命名権）及びこれに付帯する諸権利等（パートナーメリット）をいいます。本町では、ネーミングライツを取得した事業者（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から、その対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得ることにより、町の所有する施設若しくはその一部又は町が実施する行事等（以下「施設等」という。）の持続可能な運営及び維持管理を行おうとするものです。

また、ネーミングライツ・パートナーにおいては、広告宣伝効果や、地域貢献によるイメージアップが期待されます。

なお、ネーミングライツを行う上では、施設等の利用者からみても、愛称として親しみやすく、公共施設等としてふさわしい名称にする必要があります。

### （2）ネーミングライツの性格について

ネーミングライツは、あくまでも愛称の命名権であり、設置条例等の正式名称を変更するものではありません。国（総務省自治行政局）においては、ネーミングライツは、地方自治法（昭和22年法律第67号）上の私権の設定に当たらず、単なる契約行為でしかないとする見解が示されています。

#### 【参考】地方自治法（抜粋）

第238条の4 行政財産は、（略）これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

### (3) 募集の型式について

ネーミングライツ事業の導入にあたっては、施設等をあらかじめ町で選定して募集する型式（公募型）と、施設等を選定せず事業者からネーミングライツ導入候補施設の提案を募集する型式（提案募集型）があります。

## 3 ネーミングライツ事業の導入手順（公募型）

ネーミングライツ事業に必要な事項について、対象施設等ごとに募集要項を定め、町ホームページ等により広く募集します。

- |                          |                          |
|--------------------------|--------------------------|
| (1) 対象施設等の選定             | : 施設等所管課において導入する施設等を選定   |
| (2) 募集条件の設定              | : 募集要項の策定・東浦町行政経営会議への付議  |
| (3) 公募                   | : 町が指定した施設等についてパートナーを公募  |
| (4) 審査・選定                | : 東浦町行政経営会議にて審査・選定       |
| (5) 優先交渉権者との協議           | : 優先交渉権者との協議             |
| (6) 契約締結                 | : パートナー及び愛称の決定、契約の締結     |
| (7) 利用者等への周知             | : 町ホームページや広報紙にて周知        |
| (8) 改修・看板、印刷物等の変更・愛称使用開始 | : パートナーが看板等を改修し、新名称の使用開始 |

※ ネーミングライツ導入フロー図は巻末のとおり

### (1) 対象施設等の選定

個々の施設等の設置目的や利用状況等を考慮した上で、施設等所管課において導入する施設等を選定します。

指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者の施設運営の不利益となるよう、あらかじめ指定管理者と協議を行う必要があります。

また、実行委員会など主催者が町でない行事は、東浦町ネーミングライツ要綱及びガイドラインの対象外になり、主催者が判断することになります。

なお、下記の施設等は対象外とします。

○愛称を付するのが適当でないと判断する施設等

【施設】役場庁舎、学校、保育園、保健センター等 【行事】選挙関連イベント等

## (2) 募集条件の設定

### ア ネーミングライツ料の設定について

ネーミングライツ料については、施設等運営に係る経費を基礎としつつ、他の自治体の類似施設等の事例、利用者数、知名度及び広報媒体への露出状況等の特性を勘案して、希望金額を設定します。

### イ 役務等の提供について

ネーミングライツ料に代えて、施設等で利用可能な製品や役務等（施設の維持管理、設備の更新、その他施設を活用したサービス等）の提供を設定することも可能です。

### ウ 愛称の使用期間について

原則として公共施設は5年以上、行事は当該年度内とし、施設等の状況や利用者の利便性を勘案し、適切な期間を設定します。

### エ 名称変更に伴う費用負担について

ネーミングライツ事業の導入に伴う費用負担については、次の表のとおりとします。なお、パートナーに費用負担については、ネーミングライツ料とは別に負担するものとします。

区分	町	ネーミングライツ・パートナー
看板等の表示変更※1		○
愛称の使用期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物や町ホームページの表示変更※2	○	

※1 新規の看板等の場合は、設置の可否についても協議の上、決定します。また、町有地に新規の看板を設置する場合は、行政財産特別使用料などについてもネーミングライツ・パートナーに負担していただきます。

※2 本町で発行している印刷物については新規作成分を対象とします。また、残部数や改訂時期等を勘案し、協議の上、変更時期を決定します。

### オ 愛称の命名条件について

- (ア) 施設等にふさわしい愛称とし、わかりやすく住民に親しまれるものを条件とします。また、施設等ごとに個別に条件を付すことも可能です。
- (イ) 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。【要綱第9条】

- ① 法令等に違反しているもの又はそのおそれのあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ④ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑤ 社会問題その他についての主義、主張に当たるもの
- ⑥ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ⑦ 愛称として適当でないと認められるもの

### 力 応募資格について

次のいずれかに該当するものは、応募資格がありません。【要綱第8条】

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- ② 東浦町競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けているもの
- ③ 国税、愛知県税、市町村民税の滞納があるもの
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続をしているもの
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に該当するもの
- ⑥ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当するもの
- ⑦ 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- ⑧ 東浦町暴力団排除条例（平成23年12月21日条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員等
- ⑨ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- ⑩ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- ⑪ 指定管理者制度導入施設である場合は、ネーミングライツ事業を導入した時点の指定管理者の事業目的と競合するもの
- ⑫ ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと認められるもの

### （3）公募

町ホームページに掲載します。

また、必要に応じて、広報紙や記者発表資料等も活用して、広く周知します。

なお、募集する期間は、原則として30日以上とします。

## (4) 審査・選定

施設等所管課は、応募内容を審査し、応募者が複数である場合は、優先交渉権者及び次点者の選定に係る審査を行い、1者である場合は、優先交渉権者の選定を行います。

審査結果を東浦町行政経営会議にて審議し、優先交渉権者を決定します。

審査の結果は、全ての応募者に文書で通知するとともに、町ホームページ等で公表します。

## (5) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者と契約の内容について協議を行い、本町と優先交渉権者の双方が合意する必要があります。特に、次に掲げる施設表示等の変更については、双方の条件等を確認した上で合意する必要があります。

優先交渉権者と合意の可能性がないと判断した場合は、当該協議を打ち切り、次点者と協議を行います。

- ① 看板等に愛称を使用する場合は、看板等の変更及び新規設置は、ネーミングライツ・パートナーが施工することとします。なお、新規の看板等の設置の可否、施工の範囲、実施時期、施工方法及び内容については、双方で協議の上、決定します。  
町有地に新規の看板を設置する場合は、行政財産特別使用料などについてもネーミングライツ・パートナーに負担していただきます。  
公共施設案内標示板等については、本町と優先交渉権者の双方が国、県及び町の道路管理者等と協議の上、変更が可能なものについて、ネーミングライツ・パートナーが表示の変更手続を行うこととします。
- ② 施設等パンフレット、チラシ及び封筒等の印刷物並びに町ホームページの表示変更については、双方で協議の上、決定した内容で、原則、本町が実施します。

## (6) 契約締結

優先交渉権者との協議により合意した内容を踏まえた仕様に基づき、契約を締結し、ネーミングライツ・パートナーを決定します。

※ 隨意契約は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないとき」に基づいています。

※ 契約締結時においては、施設等や契約の規模等を考慮して、必要に応じて調印式や共同記者会見等を開催します。

## (7) 利用者等への周知

ネーミングライツ・パートナーとの契約締結後は、すみやかにネーミングライツ・パートナーの名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料及び愛称の使用期間等を、庁内及

び関係機関をはじめとする利用者等へ様々な広報媒体（町ホームページ及び広報紙等）を活用して周知します。

### （8）看板等の変更及び愛称の使用開始

ネーミングライツ・パートナーは、契約した内容に基づき、愛称の使用期間の開始日までに、看板等の変更を行うこととします。

本町においては、決定した愛称をイベント等の様々な機会で積極的に使用します。

※ 施設や契約の規模等を考慮して、必要に応じて除幕式、テープカット等を開催します。

## 4 ネーミングライツ事業の導入手順（提案募集型）

事業者が、愛称を付けたい対象施設等を選び、愛称や金額とともに提案することができる方法です。導入可能施設等や募集要項は、町のネーミングライツ制度所管課のページで紹介しています。

- |                        |  |
|------------------------|--|
| (1) 事前相談               | : 事業者が導入可能施設や募集要項を確認し、<br>ネーミングライツ制度所管課へ事前相談 |
| (2) 申込書の受付・HP 公表       | : 事業者が施設等所管課へ申込書の提出・HP 公表                    |
| (3) 審査・選定              | : 東浦町行政経営会議にて審査                              |
| (4) 優先交渉権者との協議         | : 優先交渉権者との協議                                 |
| (5) 契約締結               | : パートナー及び愛称の決定、契約の締結                         |
| (6) 利用者等への周知           | : 町ホームページや広報紙にて周知                            |
| (7) 看板、印刷物等の変更、愛称の使用開始 | : パートナーが看板等を改修し、新名称の使用開始                     |

※ネーミングライツ導入フロー図は巻末のとおり

### （1）事前相談

提案募集型ネーミングライツへの提案を希望される事業者は、募集要項を確認の上、対象となりうる施設等かどうかや愛称条件などの確認が必要なため、ネーミングライツ制度所管課へ事前相談をする必要があります。

ネーミングライツ制度所管課は、ネーミングライツ・パートナーの要件を満たしているか確認の上、施設等所管課と事業者を三者間で条件等を協議します。

指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者の施設運営の不利益となるよう、指定管理者と協議を行う必要があります。

また、実行委員会など主催者が町でない行事は、東浦町ネーミングライツ要綱及びガイドラインの対象外になり、主催者が判断することになります。

なお、下記の施設等は対象外とします。

○愛称を付するのが適当でないと判断する施設等

【施設】役場庁舎、学校、保育園、保健センター等 【行事】選挙関連イベント等

## (2) 申込書の受付・HP 公表

施設等所管課は、事前相談があった事業者から申込書が提出されたら、ネーミングライツ制度所管課に報告し、ネーミングライツ制度所管課は、町ホームページにおいて、申請があった旨を周知するとともに（応募施設・行事名を除く応募内容及び事業者等の情報は公表しません。）、公平性確保の観点から、2週間程度、他事業者からの申込みを受け付ける期間を設けます。

## (3) 審査・選定

施設等所管課の審査結果を原則として申込みを受理した日から2週間後で直近に開催する行政経営会議にて審議し、優先交渉権者を決定します。

審査の結果は、文書で通知するとともに、町ホームページ等で公表します。

要件不備や複数事業者の申込みにより提案を不採用とした場合は、公募型に切り替えることができるものとします。

## (4) 優先交渉権者との協議

公募型と同じ

## (5) 契約締結

公募型と同じ

## (6) 利用者等への周知

公募型と同じ

## (7) 看板、印刷物等の変更、愛称の使用開始

公募型と同じ

## 5 リスク負担

### (1) 第三者に損害が生じた場合のリスク負担

ネーミングライツ・パートナーの施工が原因で、看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。

### (2) その他のリスク負担

その他、定めのないリスクが生じた場合は、本町とネーミングライツ・パートナーが協議の上、リスク負担を決定します。

## 6 その他

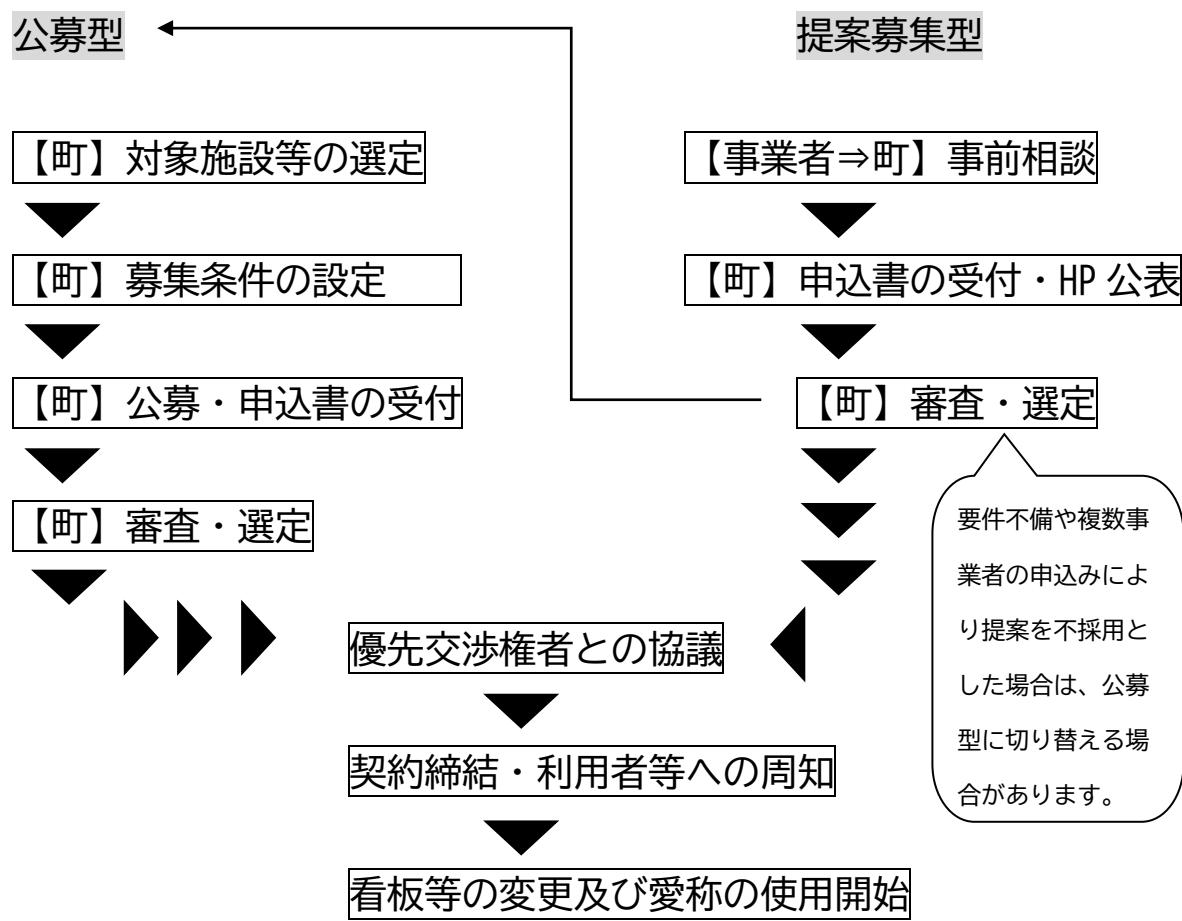
### (1) 契約の解除

愛称の使用期間中に、愛称の命名条件やネーミングライツ・パートナーの要件を満たさなくなった場合や、ネーミングライツ・パートナーの事情により契約解除する場合、信用失墜行為等に伴い施設等のイメージが損なわれたことにより契約を解除する場合は、当該契約解除に伴う原状回復等に係る経費はネーミングライツ・パートナーが負担することとし、その他に生じた損害等については、ネーミングライツ・パートナーがその責めを負うこととします。

### (2) その他

ネーミングライツ導入の手続を進めるに当たっては、募集時や契約締結時など手続の進捗に応じて、施設等所管課において、適切な方法で東浦町議会に報告を行うこととします。

## 7 ネーミングライツ導入フロー図



東浦町ネーミングライツ事業に関するガイドライン（第2版）

令和8年2月

東浦町総務部行政課

〒470-2192

東浦町大字緒川字政所 20

電話 0562-83-3111（代表）

FAX 0562-83-9756

URL <https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/>